

令和7年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



第1 趣 旨

兵庫県内の建設業における新型コロナウイルス患者を除いた令和6年の労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は400人、死亡者数は9人となり、前年と比較し、死傷者数は38人(8.7%減)減少したものの、死亡者数は1人増加となった。死傷者を事故の型別でみると、「墜落・転落災害」が130人(32.5%)と最も多く、うち、4人が亡くなっている。「墜落・転落災害」の多くは、高所作業における安全な作業床や手すりの未設置、墜落制止用器具の未使用、はしご・脚立の不適切な使用などが原因で発生している。

また、近年の地球温暖化による影響等から、ここ数年増加傾向にある熱中症による労働災害は、令和6年こそ死亡災害は発生しなかったものの、休業4日以上死傷者数は7人と前年から3人増加している。

このような状況の中、「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」(計画期間：令和5年度から令和9年度まで)において建設業の取組事項である「墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント」を実施し、建設現場に潜在する危険性の評価及び適切な措置を講ずるとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正、以下「推進要綱」という。)に基づく対策の実施が強く求められる。

また、令和7年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則において、熱中症による重篤化を防止するために、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付けられたことから適切な対応が求められる。

このため、本年度も7月を「建設業労働災害防止強化月間」(以下「強化月間」という。)と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、推進要綱の普及促進、熱中症予防対策の適切な実施、リスクアセスメントの確実な実施による安心・安全な建設現場の実現等、事業者のみならず、行政・発注者・災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動を展開し、実施期間中の死亡災害ゼロを目指す。

第2 実施時期 令和7年7月1日から令和7年7月31日まで

第3 主 唱

- ・ 兵庫労働局
- ・ 県下労働基準監督署
- ・ 建設業労働災害防止協会兵庫県支部

第4 協 賛

- ・ 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
- ・ 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
- ・ 一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

第5 重点事項

- ・ 足場等からの墜落・転落災害防止措置の確実な実施
- ・ 墜落制止用器具の適切な使用の促進及び旧構造規格の安全帯の使用禁止
- ・ はしご、脚立からの墜落・転落災害の防止
- ・ 熱中症予防対策の適切な実施
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・ 土砂崩壊災害の防止

- ・ 解体工事における労働災害の防止
- ・ 高齢労働者及び外国人労働者に対する労働災害の防止
- ・ 一人親方等の安全確保対策の実施
- ・ 転倒災害等の行動災害の予防対策
- ・ 自然災害からの復旧・復興工事における災害の防止
- ・ 建設現場における火災対策
- ・ 交通労働災害の防止
- ・ 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- ・ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策の徹底

第6 実施事項

1 主唱者

- (1) 関係災害防止団体、事業者、局署によるパトロールの実施
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導の実施
- (3) 建設業者及び発注者に対する労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 熱中症にかかる改正労働安全衛生規則の周知
- (6) 建設業の労働災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催
- (7) 発注機関等への強化月間実施要綱の取組要請
- (8) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の周知
- (9) 建設業に係る労働災害防止を主眼とした集団指導等の実施
- (10) 石綿最高裁判決を踏まえた法改正の周知
- (11) その他建設店社及び建設工事現場に対する強化月間実施要綱の周知、広報誌等による広報活動等

2 発注者（要請事項）

- (1) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- (2) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化（施工の安全衛生に配慮した発注、建設工事における安全衛生経費の確保）、計画的な発注及び工期の平準化や弾力化等
- (4) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- (5) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等、自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

3 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- (1) 経営首脳による強化月間における目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメント（化学物質を含む。）の実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- (5) 墜落・転落災害の防止対策

- ア 労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置
- イ のり面保護工事等、労働安全衛生規則に基づくロープ高所作業に係る危険防止措置
- ウ 推進要綱に基づく対策の実施
- エ 手すり先行工法の積極的な採用等、より安全な措置
- オ 幅が1メートル以上の箇所では、原則として一側足場ではなく本足場を設置
- カ 保護帽（墜落時保護用）、保護具の適正使用及び高所作業時における墜落制止用器具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用並びに旧構造規格の安全帯の使用禁止
- キ 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（H30.6.22 付け基発 0622 第2号）に基づく墜落・転落防止対策の推進
- ク 足場の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者等による職務の励行
- ケ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合の適切な墜落制止用器具取付設備の設置
- コ はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策の実施

(6) 熱中症の予防対策

- ア 熱中症にかかる改正労働安全衛生規則の適切な実施
- イ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」（R3.4.20 日付け基発 0420 第3号）に基づく対策の実施
- ウ 健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認
- エ 作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施
- オ 暑熱順化への対応

(7) 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止対策

有資格者の配置、作業計画の作成、作業手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置、作業半径内における立入禁止措置等接触防止対策の実施及び移動式クレーン構造規格等の改正に基づく安全確保

(8) 土砂崩壊災害の防止対策

上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削作業（掘削深さが概ね1.5メートル以上4メートル以下で、掘削幅が概ね3メートル以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業）における土止め先行工法の採用

(9) 解体工事における労働災害の防止対策

鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物等の解体工事において、リスクアセスメントの手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（墜落時保護用）・墜落制止用器具等の適正使用

(10) 高年齢労働者に対する労働災害の防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（R3.3.16 付け基安発 0316 第1号）に基づいた職場環境の整備
- イ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進
- ウ 高年齢労働者に対する基礎疾患に伴う労働災害発生リスクに係る教育の実施
- エ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者が、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないように健康管理及び注意喚起の実施

(11) 外国人労働者に対する労働災害の防止対策

外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施及び建設現場内に外国人労働者が理解できる労働災害防止に関する標識、掲示及び表示

(12) 一人親方等の安全確保対策

- ア 一人親方等が業務中に被災した災害の把握
- イ 建設現場においては、労働者だけでなく、一人親方等を含め、安全衛生に関する措置を

統一的に実施

- ウ 一人親方等の安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての支援
- エ 建設現場において、労働者としての実態がある者については、労働者として対応するとともに、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への積極的な加入勧奨
- (13) その他の安全対策
 - ア 「転倒災害防止対策の推進について（R5.5.19 付け基安発 0519 第4号）」に基づいた転倒災害防止対策の推進
 - イ 木造家屋建築工事における足場先行工法による工事の実施、安全衛生管理体制の整備
 - ウ チェーンソーによる伐木等作業における特別教育の実施及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（H27.12.7 付け基発第 1207 第3号、R2.1.31 最終改正）に基づく対策の実施
 - エ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害の防止
 - オ 建設現場において有機溶剤等を取扱う際の火災防止対策の実施
 - カ ずい道等建設工事について、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（H28.12.26 付け基発 1226 第1号、R6.3.26 最終改正）、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」（H29.3.21 基発 0321 第4号）に基づく対策の実施
 - キ 現場と事務所間の往復時等、交通労働災害防止のためのガイドライン（H25.5.28 付け基発 0528 第2号、H30.6.1 最終改正）に基づく交通労働災害防止対策の推進及び道路上で作業する労働者に反射材を貼付したベストを着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止
 - ク 建設工事現場において、荷役作業に従事する陸上貨物運送事業の労働者に対する荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の推進
 - ケ 新規入場者教育、「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（H29.2.20 基発 0220 第3号）等、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施
 - コ 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- (14) 石綿及び化学物質による健康障害の防止対策
 - ア 令和2年10月1日から段階的に施行されている改正石綿則に基づく建築物の解体工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
 - イ 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害の防止について（R2.8.17 付け基安化発 0817 第1号）に基づくベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止
 - ウ 塗装作業等における有機溶剤中毒の予防、塗料等の掻き落とし作業に係る鉛等有害物、特定化学物質に係るばく露防止対策の徹底及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
 - エ 溶接ヒュームに係る改正特定化学物質障害予防規則に基づくばく露防止対策の実施
 - オ 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業における災害防止対策の徹底
 - カ 通風の不十分な場所における内燃機関の使用による一酸化炭素中毒防止対策の徹底
 - キ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づく対策の推進及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（H12.12.26 付け基発第 768 号の2、R2.7.20 付け基発 0720 第2号改正）に基づく対策の実施